

1 議案名

個人情報保護に関する法律の施行に関する規則の制定について

2 制定理由

個人情報保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。

教育政策課

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則の制定について

教育政策課

1 個人情報の保護に関する法律の一部改正等

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護に関する法制度の見直しが行われ、個人情報保護に関する3つの法律が統合された（令和4年4月施行）。

地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）により規律されることとなった（令和5年4月施行）ことに伴い、令和4年11月議会において、法と重複する現行の徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）を廃止するとともに、法の施行に関し必要な事項を定める条例として個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）が制定された（令和5年4月施行）。

2 規則制定の理由

1のとおり法の一部が改正され、地方公共団体における個人情報保護制度が法により規律されることとなったことに伴い、法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。

3 規則制定の概要

教育委員会における個人情報の保護に関する法律の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による（※）こととする。

（※）類似する事項について同じような制度に関する規定を設けることの煩雑さを避けるため、知事部局において制定された個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年徳島県規則第●●号）に定めるものと同じように取り扱う。

【参考】個人情報の保護に関する法律施行細則において定めている事項

次のとおり、法や個人情報の保護に関する法律施行条例により、実施機関ごとに定める必要があるとされる事項を規定。

- ①個人情報ファイル簿、保有個人情報開示請求書等の様式
- ②保有個人情報の閲覧、電磁的記録の開示方法、口頭による開示手続等
- ③その他所要の規定

4 施行期日（等）

令和5年4月1日

なお、徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（平成14年徳島県教育委員会規則第16号）は、廃止する。

条例等立案表

<p>題名 個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p>
<p>担当者名 近藤 渚</p>	<p>電話番号 三二〇八</p>
<p>制定理由 個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 個人情報の保護に関する法律の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例によることとした。 二 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。 三 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則は、廃止することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>関係法規 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号） 個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第一百七十七号） 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号） 個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第●●号）</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（平成十四年徳島県教育委員会規則第十
六号）は、廃止する。